

金融犯罪対策ポリシー

但馬信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融、特殊詐欺等のあらゆる金融犯罪（以下、これらを総称して「金融犯罪」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、金融犯罪の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、金融犯罪の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働して金融犯罪のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、金融犯罪リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、金融犯罪リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、金融犯罪リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫の金融犯罪リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、金融犯罪対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫における金融犯罪対策の統括部署は総合企画部とし、総合企画部が関係する各部や営業店等と連携を図り金融犯罪対策に取り組めます。

また総合企画部担当役員および総合企画部、関係する各部で構成する金融犯罪対策委員会を設置し、金融犯罪対策を経営の重要課題の1つとして、金融犯罪対策に関する取組みを促進し、継続して態勢強化を図ります。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面している金融犯罪に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析する等、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業部門からの報告、またはシステムによるフィルタリング・モニタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 経済制裁および資産凍結の措置

国内外の法令等に基づいて、経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員の金融犯罪に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

金融犯罪対策の管理態勢について、管理部門により営業部門、A T M等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時および取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページ、営業店、A T M等を活用して周知、広報活動に取り組めます。

10. 口座売買の禁止

口座売買は重大な犯罪であることを顧客に周知し、不正利用を防ぐとともに、金融犯罪に対しては厳格な対応を実施します。

11. 警察や関係機関との連携

複雑化・巧妙化する金融犯罪等に対して、警察や関係機関と連携して対策を強化します。また、当金庫が疑わしいと判断した場合や犯罪被害が疑われる場合は、顧客の意向に関わらず、警察等と連携して対応することがあります。

以 上